

地球温暖化問題の経緯

- 1997 年 12 月の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3、いわゆる「京都会議」）において、各国ごとに CO₂ 等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書が採択されている。（わが国の場合、2008～2012 年までの間に、1990 年比で 6 % 以上削減することとされている。）
- 同議定書は 2002 年中に発効させることが国際的な目標となっており、C O P 6（本年 11 月 13 日～24 日開催）において、実施に必要となる技術的事項について合意を成立させるべく、現在、締約国間で交渉が進められているところ。
- わが国においては、1998 年度の温室効果ガス排出量が 1990 年度を約 5.0% 上回っている状況。京都議定書の目標達成に向けた取組みの具体的な内容については、今後、国際交渉の合意内容等を踏まえ、総合的に検討されていくものと思われる。

環境政策としての各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から）

種 類	概 要	メリット	デメリット
規制的手段	○汚染物質排出の基準等を設定 ○違反に対する制裁	○企業等が汚染削減費用のみを負担すればよく、（規制の水準にもよるが）比較的合意を得やすい。 ○罰則等の担保措置が強力であれば実効性が高い	○排出源が拡散している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大なコストがかかる ○規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない
自主的取組み		○社会的合意が得やすい。	○社会的に望ましい水準までの対策がとられるとは限らない ○フリーライダーが生じ、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれ
経済的手段			
税・課徴金	○汚染物質の排出等に税・課徴金を課し、過剰生産を抑制	○市場メカニズムを通じて各主体が最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストですむ。 ○継続的なインセンティブがあり、技術開発等にも長期的にプラスの影響を与える ○収入をもたらす	○社会的影響が最も広範に及び、社会的合意の形成が大変 ○排出権取引と比べれば、特定排出源に対する細かな配慮を盛り込みにくい
助成措置	○汚染物質の排出削減行為に対し助成	○経済的には税・課徴金と同様の効果 ○社会的合意が得やすい	○PPPに反する可能性あり ○汚染者に公的資金から便益を供給することの社会不公正 ○別途財源が必要
排出権取引	○排出許容量（権利）を個々の主体に割当て ○市場での取引可能	○排出総量自体のコントロールが可能 ○広範な経済主体について、主体ごとの裁量の余地が大きく、柔軟な対応が可能。 ○特定の経済主体に対する配慮が可能	○初期割当て配分の決定が非常に困難 ○税より市場創設・監視体制にコストがかかる
デポジット制	○製品の本来価格に預り金を上乗せ ○使用後製品の返却の際に預金を返却	（地球温暖化対策としては議論されていない）	（地球温暖化対策としては議論されていない）

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
○環境への負荷により生ずる社会的費用について、環境負荷の原因者に対し、適正かつ公平な経済的負担を求めるもの	○なし (参考) ・政府税制調査会においては「国民の理解と協力が得られることが不可欠であり、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたい」(中期答申、平成12年7月)旨の方針が示されている。 ・北欧諸国、オランダでは炭素税が導入されている。
○課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減(CO₂排出抑制等)と整合的なもの	○石油税・揮発油税等(石油等に対する従量税) ○自動車重量税・自動車税等(車両重量・排気量等によって税率を設定)
○個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもののうち環境に関連するもの(PPPにも反する可能性あり)	○法人税の特例措置(主なもの) ・エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・公害防止用設備の特別償却 ・再商品化設備等の特別償却 ○低燃費車、低公害車等に係る自動車取得税(地方税)の軽減措置等

EU諸国等におけるCO₂税の概要（未定稿）

	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
施行日	1990年2月1日	1992年5月15日	1991年1月1日	1991年1月1日	1990年1月1日
課税物件 及び税率	種別 税率 (ギルダー)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (マルカ)
	ガソリン(m ³) 26.07	軽油(m ³) 270	ガソリン(m ³) 860	ガソリン(m ³) 920	無鉛ガソリン(m ³) 239
	灯油(m ³) 28.56	灯油(m ³) 270	灯油、軽油、重油(m ³)	灯油、軽油、重油(m ³)	有鉛ガソリン(m ³) 239
	軽油(m ³) 28.76	重油(トン) 320	1,058	470	軽油(m ³) 270
	重油(トン) 33.57	石炭(トン) 242	石炭、コークス(トン) 920	石油採掘の際に	重油(トン) 321
	石炭(トン) 24.28	LPG(トン) 160	LPG(トン) 1,112	放出される	石炭(トン) 246
	LPG(トン) 34.34		天然ガス(1,000m ³) 792	天然ガス(1,000m ³) 700	天然ガス(1,000m ³) 103
	天然ガス(1,000m ³)			石油採掘の際に	
	0-10 mln.m ³ 22.40			燃焼される石油(m ³) 700	
	10- mln.m ³ 14.60			石炭、コークス(トン) 460	
課税段階 (消費/生産・輸入等)	製造又は輸入時に、精製後に課税	生産時	生産又は輸入時	生産者、輸入者が小売業者へ販売する時	製品が輸入された時又は製造地から運び出された時
課税主体	国	国	国	国	国
税収の用途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源

（注1）2000年1月現在。

（注2）従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO₂排出量等に着目して税負担が定められる税を、「CO₂税」として上記に掲げている。

（注3）1ギルダー=47円、1デンマーク・クローネ=14円、1スウェーデン・クローネ=12円、1ノルウェー・クローネ=13円、1フィンランド・マルカ=17円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢為替相場の平均値）。

[各国資料に基づき作成]

近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み（未定稿）

	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
取 組 み	- CO₂ 排出量の削減を目的に、1993 年から 1999 年まで、炭化水素油税の税率をインフレ率以上に引き上げる措置が採られていた（炭化水素油税のエスカレーター）。なお、2000 年以降は、毎年の予算で税率引上げを判断している。 - また、政府による CO₂ 排出削減目標の達成とエネルギー利用効率の向上を目的に、エネルギーの事業用消費を課税対象とする気候変動税が、2001 年から導入される。	1998 年 9 月の総選挙で、社会民主党と同盟 90・緑の党（「緑の党」）の連立政権が発足し、環境対策がより積極的に進められることとなった。 1999 年 3 月に「環境関連税制の開始に関する法律」が成立し、電気税が新設されるとともに、既存の鉱油税の税率の引上げが行われた。さらに、2000 年度より 4 年間にわたり、両税の一部について税率を段階的に引き上げることとされた。	政府が発表した地球温暖化対策の施策の一環として、1999 年に導入された汚染活動一般税（廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音等について企業に対して課税）を拡張する形で、2001 年から企業の一定量を超えるエネルギー消費に対して炭素含有量に応じた課税を導入することが決定された。	1999 年、石炭、コークス等を新たにエネルギー産品に係る物品税の課税対象に加えるとともに、石炭等及び揮発油、灯油等の鉱物油に係る税率について、2005 年 1 月まで段階的に引き上げていくこととされた（但し、自動車燃料用の液化石油ガスに係る税率は引下げ）。
課税標準、税率、軽減措置等	（気候変動税） - 事業向けの電気、石炭、ガス等のエネルギー供給量が課税標準とされる（但し、家庭、交通輸送、原料、発電向けのエネルギー供給は非課税）。 - 税率は、基本的に、エネルギーの種類ごとにその炭素含有量等を考慮して定められている。 - 一定のエネルギー多消費型産業については、政府と省エネルギー目標に関する協定を結んだ場合に税額を 80%軽減する措置等が設けられている。	- 鉱油税は、交通用、暖房用、産業・商業用等の燃料を課税対象とする一方、その税率は、必ずしも炭素含有量には対応していない（2001 年 11 月には、税率に硫黄含有量を反映するための調整が行われる予定）。 - 電気税、鉱油税とともに、製造業者等に対しては、一定量以上の消費をした場合に税率を軽減する等の措置が設けられている。 - なお、99 年 3 月の改正においては、国内の産炭地への配慮から、CO₂ 排出量の多い石炭に対する課税が見送られている。	- 企業によるエネルギー消費量が課税標準とされる（但し、エネルギー生産、交通輸送及び原料としての消費等は非課税）。 - 税率は、基本的に、エネルギーの種類ごとにその炭素含有量を考慮して定められている。 - エネルギー多消費型企業等については、付加価値当たりのエネルギー消費量に応じて一定の控除を認める、政府との削減協定の締結を通じて税負担を軽減する、といった措置が設けられている。	- 物品税は、交通用、暖房用、産業・商業用等の燃料を課税対象としているが、石炭、コークス等については消費量、鉱物油については製造量がそれぞれ課税標準とされる。 - 税率は、炭素含有量等を考慮して定められている。 - 発電用の鉱物油等については、他の燃料に比して引上げ率が低く設定されている。

汚染者負担の原則（ P P P ）について

- OECD（経済協力開発機構）環境指針原則勧告
（環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告）（抄）
（OECD 閣僚会議、採択：1972 年 5 月 24 日～26 日）

4．稀少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる「汚染者負担の原則」である。

この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということを意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金（subsidies）を併用してはならない。

わが国税制の現状と課題

- 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (要約)

(税制調査会、平成12年7月)

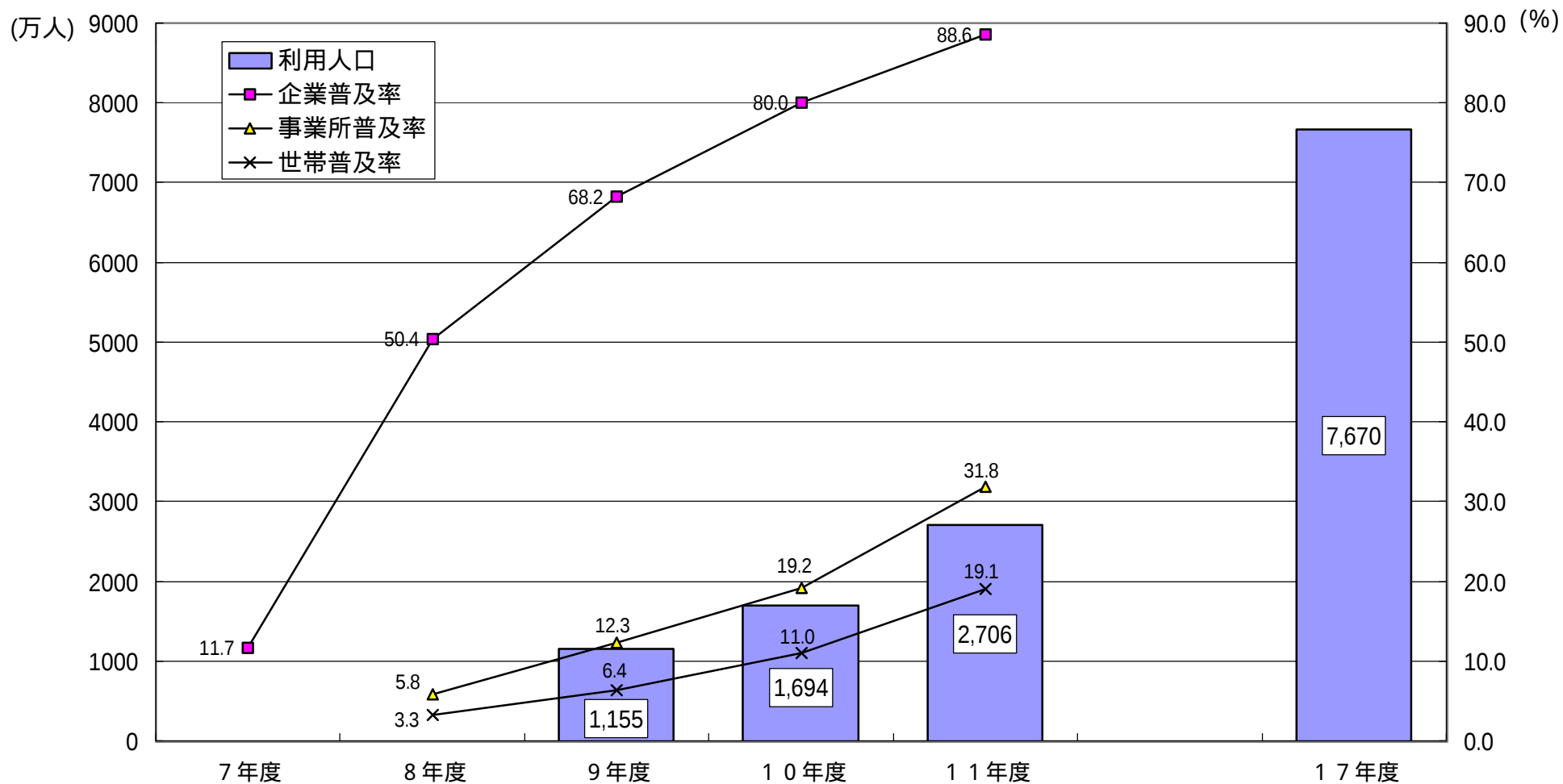
第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

3. 環境問題への対応

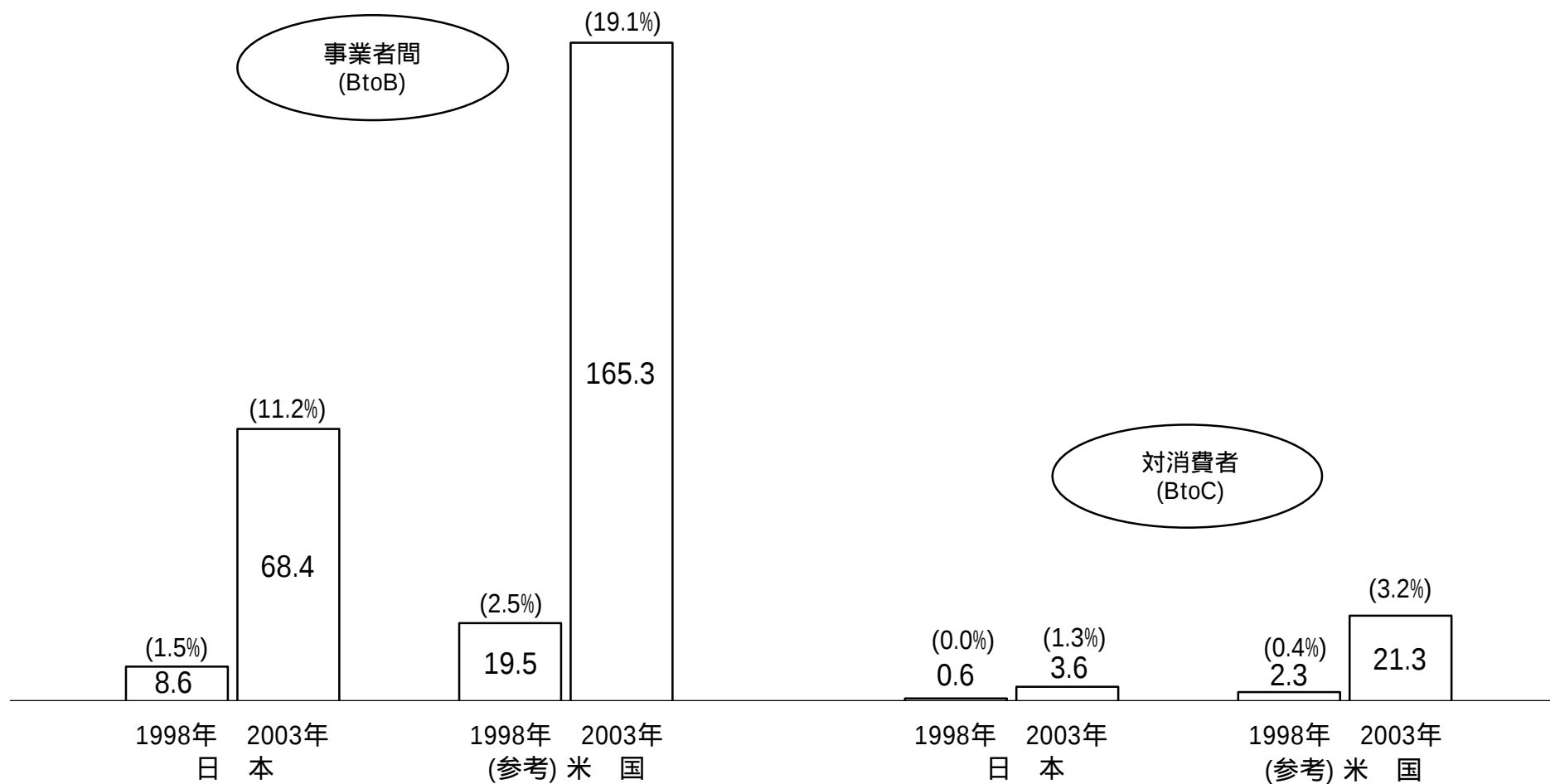
- 様々な環境問題への対策としては、汚染者負担原則（PPP）を基本としつつ、それぞれの問題の性格に応じて、規制的手法、自主的取組み、経済的手法といった各種手法の特徴を踏まえた適切な組合せを考えていくことが必要です。地球温暖化問題など、排出源が多数存在し排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な問題については、税を含む経済的手法の有効性が指摘されています。
- 検討に当たっては、まず環境施策全体の中での税制の位置付けが明確にされる必要があります。地球温暖化対策全体の具体的内容が検討される中で、税制以外の各種手法の活用に加えて、税制の活用の必要性について十分な議論が求められます。
- 地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、既存のエネルギー関係諸税との関係についてどう考えるかという議論があります。
- 税収を特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。一方、環境施策の財源調達手段として検討すべきとの意見がありました。
- 国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

我が国におけるインターネットの普及状況



1 事業所は全国の(郵便業及び通信業を除く。)従業者数5人以上の事業所。
 2 企業は全国の(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)従業者数300人以上の企業。
 (出典)「通信に関する現状報告(平成12年)」(郵政省)より作成。

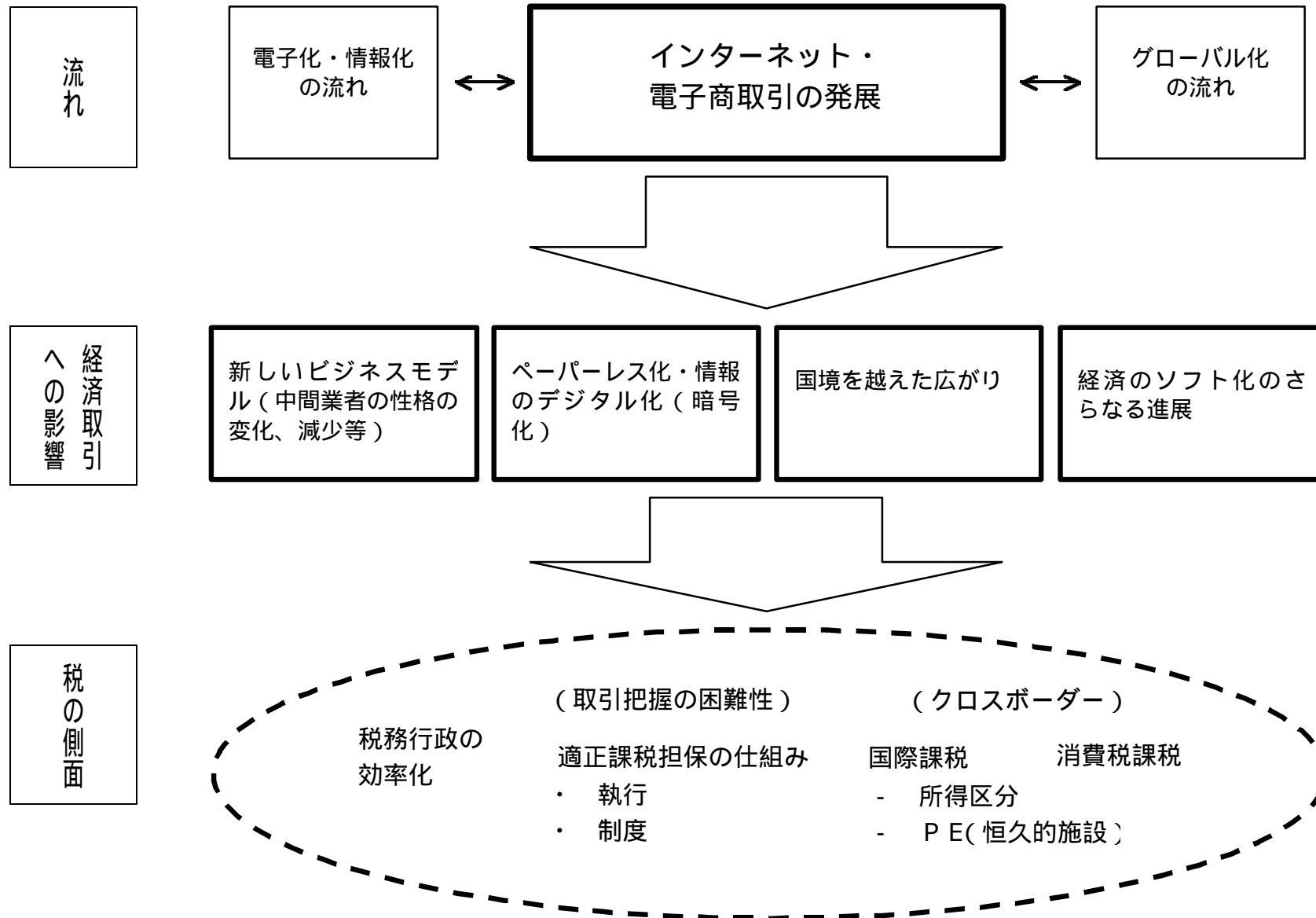
電子商取引の市場規模



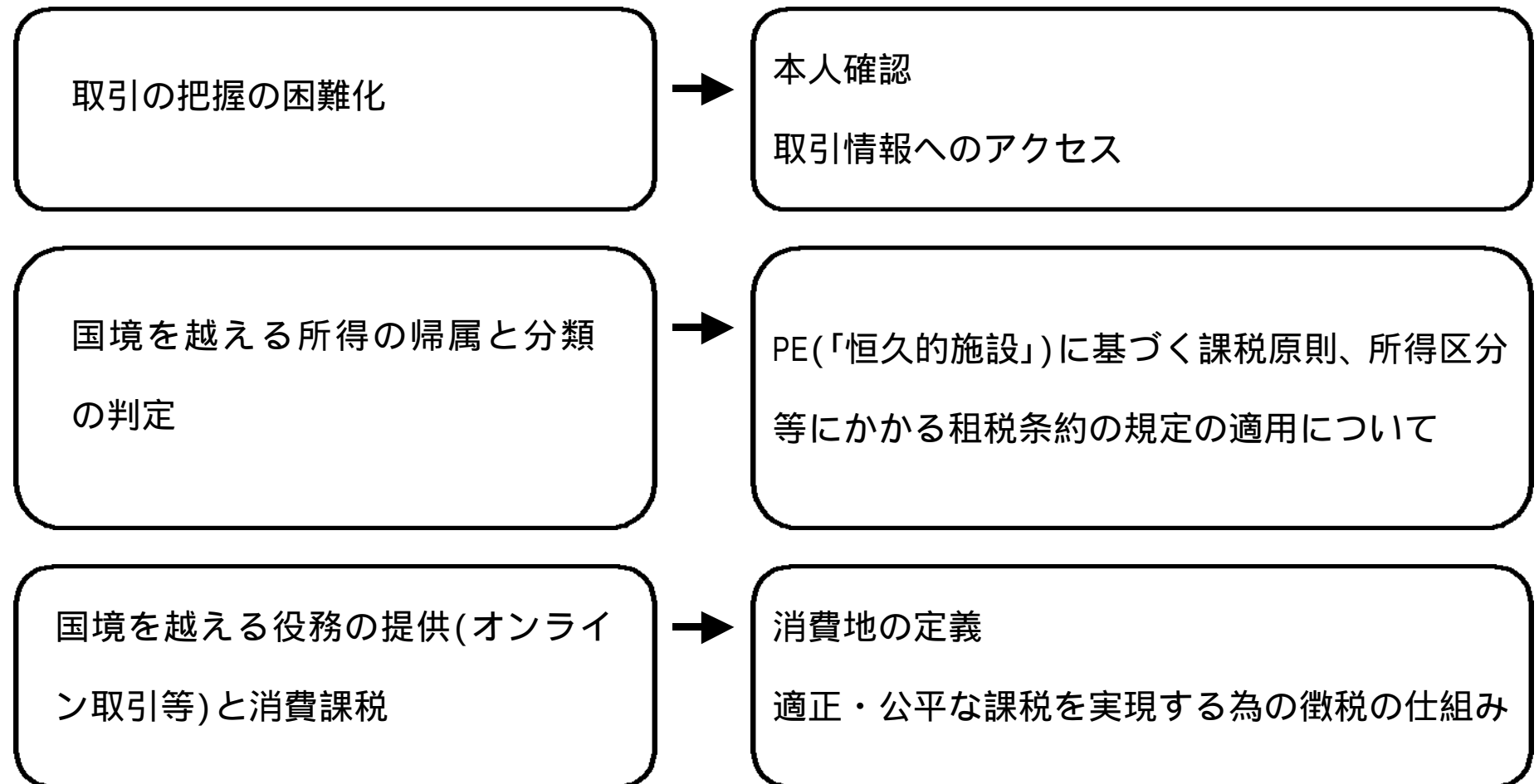
単位：兆円(米国については、1ドル＝120円で換算)
括弧内の計数は、電子商取引化率を示す。

(注) ここでいう電子商取引は、インターネットを通じた商取引(物品、サービス、情報、金銭の交換)を言う。
(出典)「日米電子商取引の市場規模調査」(平成11年3月 通産省等)及び「日本の消費者向け B to C 電子商取引市場」(平成12年1月 電子商取引実証推進協議会等)に基づき作成。

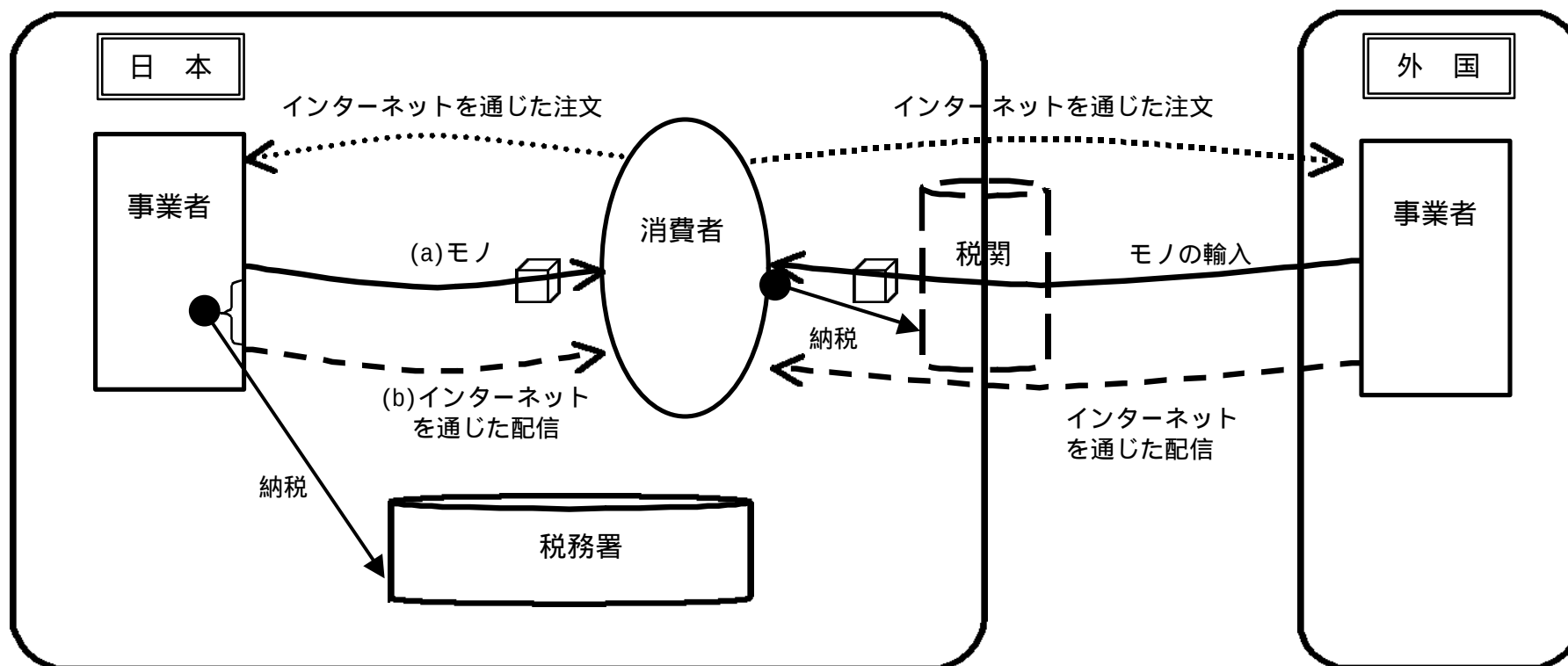
電子商取引の発展と税制との関わり



OECD等における検討課題(主なもの)



電子商取引に係る課税の概要（消費税）



国内取引の場合 : モノの場合でもインターネットを通じた配信であっても（例：音楽や映像）事業者が消費税を納税する。（(a)・(b)）

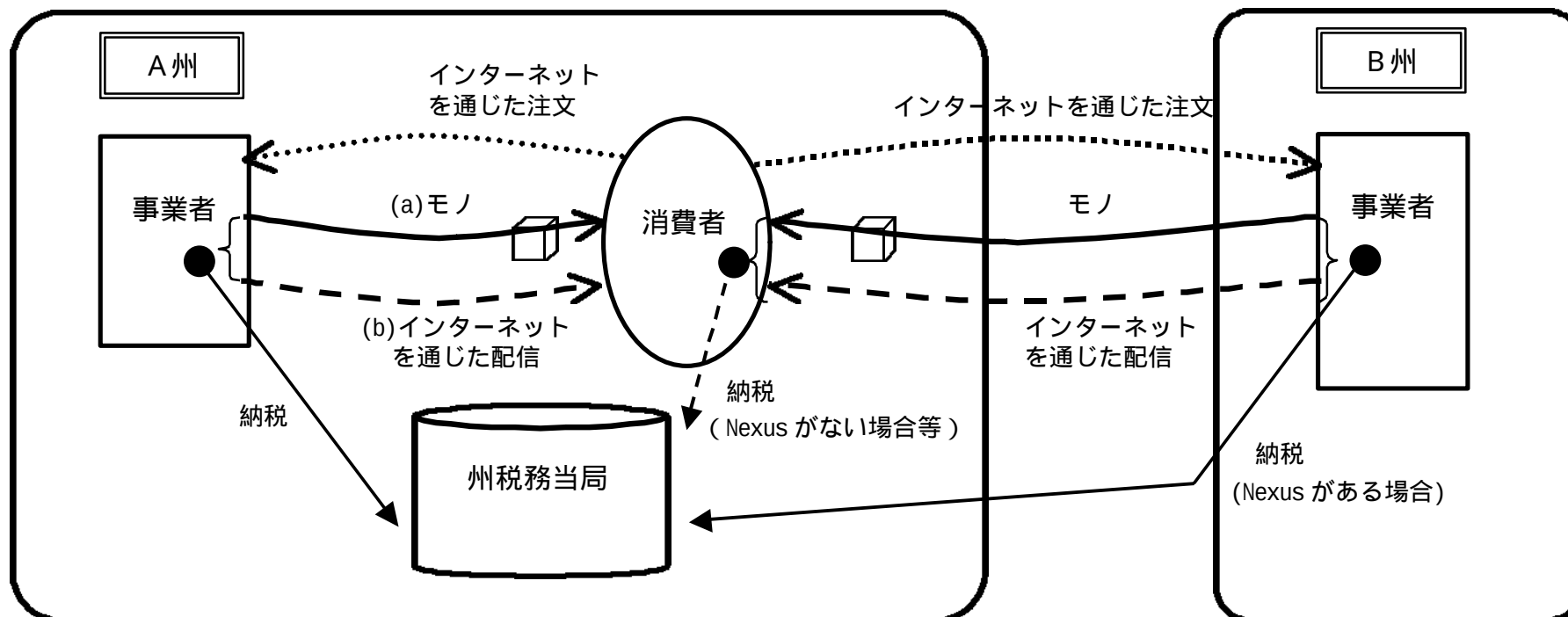
国境を越えた取引の場合： モノの場合、引取者が通関の時に消費税を納税する。（ ）
インターネットを通じてクロスボーダーに音楽や情報が提供される場合の課税のあり方について、OECDで議論されている。（ ）

消費税と小売売上・利用税（米国）の違い

	消費税	米国 小売売上・利用税
課税主体	国	州、郡等（連邦レベルの消費税はない）
課税対象	財の販売や役務の提供一般	財の販売や役務(限定列挙)の提供
課税方式	多段階課税（前段階税額控除）	単段階課税（小売段階）
納税義務者	事業者、保税地域から貨物を引取る者	- 小売業者等 - 州等を越えた取引の場合、消費者の州等に支店やネクサス（nexus）等を有する州等外の小売業者等 - 小売業者等による徴収がない場合、消費者

（出典）米国小売売上・利用税は、N Y 州税法、N Y 市当局の資料に基づき作成。

（米國小売上・利用税）



州内取引の場合：モノの場合でもインターネットを通じた配信であっても、事業者が納税する（(a)、(b)）。

州等を越えた取引の場合：

- 州外の事業者が消費者の所在する州に店舗等の「Nexus」を有する場合には、消費者の州の税率で徴収し、消費者の州の税務当局に納税する（ 、 ）。
 - 無店舗の事業者など、「Nexus」がない事業者の場合、事業者には納税義務は生じない。
- 事業者に納税義務がない場合、消費者が納税する。ただし、執行上の問題があると指摘されている。

小売店からの購入とインターネット等を通じた州外からの購入とで取扱いが異なり得る問題点が指摘されている。

(参考：インターネット・タックス・フリーダム・アクトについて)

1. 米国では、「インターネット・タックス・フリーダム・アクト」において、1998 年から 3 年間（～2001 年 10 月）州・地方政府に対して次のことを禁止している。
 - ・ インターネット・アクセス料への新たな課税
 - ・ 電子商取引に対する新たな差別的な課税や複数の州による課税の重複
(従って、差別的でない既存の州売上税等には影響しない。また、米国は、電子商取引全体を非課税にするよう主張しているわけではない。)
2. 同法の下で、州知事や地方議会関係者等、連邦政府関係者、情報関連企業の関係者等をメンバーとする「電子商取引諮問委員会」が設置されており、4 月 12 日、連邦下院に同委員会の報告書が提出された。
(報告書の主な内容)
 - ・ 勧告(3 分の 2 の多数決を要する)には、電子商取引課税に関する具体的なものは含まれていない。(勧告の内容は、いわゆる「デジタル・ディバイド」対策、税務手続き等におけるプライバシー保護、関税不賦課の恒久化に関するもの。)
 - ・ なお、勧告ではないが、税に関する政策提案（単純多数決で可）としては次に言及されている(主なもの)。
 - インターネット・アクセス料への課税の恒久的禁止
 - 新たな差別的な課税や重複課税にかかる現行のモラトリアムの延長

(注)国際課税については、非課税と主張している訳ではなく、O E C Dを検討の場として支持している。

「電子商取引：課税の基本的枠組」(平成10年10月OECD租税委員会報告書)

《要点》

政府は、公共サービスの提供に関する市民の正当な期待に応えるために必要な歳入をもたらす公平で予測可能な税制を執行する責務と比較考量しつつ、電子商取引が繁栄する税務環境を提供しなければならない。これらの目標の間の正しいバランスを定めることが、この報告書の目的である。

1. 納税者サービスの機会

電子商取引の技術は、納税者サービスを改善するための機会を提供する。

2. 電子商取引に適用される一般課税原則

中立・公平・簡素等の伝統的な課税原則は、電子商取引にも適用される。また、納税者及び税当局にとってのコストは最小化されるべきであり、課税ルールは簡潔でわかり易いものであるべきであり、課税制度は経済の変化に柔軟に対応すべきである。

現段階では、既存の課税ルールがこれらの原則を実現できると考えられる。ただし、新しい措置については、これらの原則の適用の助けとなることを意図しており、電子商取引に対する差別的取扱いを意図するものでない限り、排除されるわけではない。

3. 一般課税原則の適用における問題点と今後の課題

税当局は、納税者の本人確認と情報アクセスを確保すべきであり、今後、国際的に整合性のある電子署名による本人確認や記録保持情報アクセスの仕組みについて検討していくべきである。

税の管理・徴収のための適切なシステムが確保されるべきであり、また、徴収共助の国際的枠組みを発展させるべきである。

国境を越える取引に関する消費税は、消費地で課税されるべきであり、今後、消費地の定義や課税方法等についての検討を各国間で行っていくべきである。

OECDモデル条約や移転価格ガイドラインに規定される国際課税原則の電子商取引への適用方法や執行協力の在り方に関する検討等、国際協力を推進していくべきである。

税当局としても、電子商取引に関する様々な基準・標準の形成について注目していくとともに、必要に応じて適切に対応していくべきである。

I T 革命の経済・金融面への影響
G 7 蔵相から首脳への報告（要約）
（サミット福岡蔵相会合、２０００年７月８日）

C . 税及び税関手続き

電子商取引と税

- ・ 我々は、電子商取引の発達、取引のデジタル化、取引仲介者の減少、国際化の更なる進展等により、税制や税務行政に少なからぬ影響を及ぼすことを認識している。
 - ・ 電子商取引にも、中立・公平・簡素といった租税原則があてはまる。
 - ・ O E C Dにおいて、
 - 効率的な税務行政をいかに確保するか、
 - 所得課税にかかる既存の国際ルールを電子商取引にいかに適用すべきか、
 - 越境のオンライン取引への消費課税をどうすべきか、
- を中心に、民間からの参加も得て検討が行われており、我々は更なる検討作業の進展を奨励する。

わが国税制の現状と課題
- 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (要約)
(税制調査会、平成12年7月)

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

2. 電子商取引と税制

- 公平・中立・簡素の租税原則が電子商取引にも適用されます。
 - 電子商取引には、一般の商取引とは異なる様々な特徴があり、課税上必要な取引把握の問題や、クロスボーダー取引（国境を越える取引）に係る所得課税・消費課税に関する問題について、OECDにおいて専門的・技術的見地から検討が行われています。
- 今後とも、電子商取引の発展状況や実態の把握に努め、OECDにおける議論に積極的に参加していくとともに、国際的な議論の方向や成果を注視しつつ、公平・中立・簡素の租税原則を踏まえ、電子商取引をめぐる課税上の問題について検討していく必要があります。